

平成29年11月30日

各位

株式会社 中国銀行

不祥事件発生についてのお詫び

この度、弊行において下記の不祥事件が発生いたしました。大きな社会的役割を担い、信用を第一とし高い倫理観が求められる金融機関として、かかる事態を招いたことは痛恨の極みであり慙愧の念に堪えません。役職員一同、本件を厳粛に受け止め、深く反省いたしております。

被害に遭われたお客さまをはじめ、お取引きただいておりますお客さま、地域のみなさま、株主のみなさまに、心より深くお詫び申し上げます。

今後、再発防止策ならびに役職員への教育を徹底することにより、役職員一丸となって、信頼回復に向けた取組みを全力でおこなってまいります。

記

1. 事件の概要

(1) 事故者

一般行員（元人事部、31歳、男性）

(2) 事故発生店舗

高松支店

(3) 事件の内容

事故者は、平成27年7月から平成29年10月までの間、高松支店の渉外係として担当していた10名のお客さまから、金融商品への運用と偽って普通預金の払戻伝票をお預かりし、その払戻伝票を利用して不正に現金を出金し着用していました。また、1名のお客さまに弊行取扱商品以外での有利な運用の話を持ち掛け、自分名義の預金口座にお振込みいただき、個人的にその金員を着用していました。

事故者は、これらの方法で得た現金を、主に自己勘定での外為FX取引・外為オプション取引で発生した損失の穴埋めに流用し、一部は遊興費や車の購入資金にも流用していました。

事故者が不正に流用した金員は、のべ1億9944万5250円であることが判明しました。なお、このうち約75百万円は発覚前に事故者自身がお客さまに返金済みです。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応状況

調査の結果ご迷惑をおかけしたことが判明したすべてのお客さまに対し謝罪をおこないました。

また、不正に流用した金員のうち、一部は事故者が弁償しましたが、残額は弊行が返金いたしました。

3. 人事処分

事故者は本日付で懲戒解雇処分とし、役員（代表取締役頭取を含む）、事故者の上司や関係者に対し厳正な処分をおこないました。

4. 当局、警察への報告

中国財務局と日本銀行へは、事件発覚後ただちに報告いたしました。また、警察に対しても事前相談と情報提供をおこなっており、今後、告訴・告発をおこなう予定です。

5. 再発防止に向けた取組み

従来より不祥事件未然防止の取組みをおこなってまいりましたが、今般発生した不祥事件の要因分析にもとづき見直しをおこない、厳重な再発防止策を策定いたしました。

具体的には、現金をお届けする際のチェック機能強化、お客さまの声を上司が直接聴取する制度の拡充、不正の予兆となる従業員情報を収集し共有する人事管理の仕組みづくりなどです。今後、役職員が一丸となって、厳正に再発防止策を実施し、不祥事件の絶無に取り組んでまいります。

以 上